住所　名古屋市守山区吉根南1202番地
朴日峯　昭和57年1月22日生
住所　愛知県知多市梅が丘1丁目38番地
陳瓊華　昭和45年3月1日生
住所　愛知県高浜市二池町5丁目3番地76
ルカス・ケン・ニシダ・オギソ　平成13年10月15日生
タイス・ミホ・ニシダ・オギソ　平成17年3月13日生
ディオゴ・ヒカル・ニシダ・オギソ　平成19年12月31日生
住所　名古屋市港区宝神1丁目60番地3
陳娟　昭和56年7月28日生
住所　東京都世田谷区下馬1丁目3番11号
秦孝彰　昭和55年11月18日生

○外務省告示第二百七十七号

外務省告示平成二十一年第二百九十七号に関し、平成二十六年七月二十八日、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号（平成十八年外務省告示第五百九十八号）12に基づき設立された同理事会の委員会が同決議8（d）に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を新たに指定したことを踏まえ、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号、平成二十四年外務省告示第百七十四号、平成二十五年外務省告示第四十一号及び同年外務省告示第百十五号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十五日

外務大臣　岸田　文雄

別表「1．団体」に次を加える。

(20)　オーシャン・マリタイム・マネジメント・カンパニー・リミテッド
（別称：オーエムエム）
OCEAN MARITIME MANAGEMENT COMPANY, LIMITED
（a.k.a. OMM）
所在地：北朝鮮平壌特別市中区東興洞私書箱120
北朝鮮平壌特別市中区東興洞蒼光通り私書箱125
住所　京都市中京区壬生松原町61番地
尹琪鉉　昭和15年3月8日生
沈又順　昭和16年6月15日生
尹哲　昭和38年12月19日生
住所　京都市左京区下鴨泉川町36番地20
安健二　昭和46年9月13日生
住所　神戸市兵庫区会下山町3丁目8番10―106号
金洋史　昭和62年7月24日生
住所　兵庫県西宮市甲子園7番町13番20号
李英鎬　昭和32年1月10日生
住所　兵庫県西宮市浜甲子園2丁目5番11号
李清美　昭和62年6月26日生
住所　兵庫県西宮市今津久寿川町4番13―202号
吳幸二　昭和36年5月18日生
住所　兵庫県宝塚市川面4丁目1番37号
徐俊雄　昭和17年8月25日生
鄭美代子　昭和22年7月26日生
住所　兵庫県尼崎市常光寺1丁目27番13号
山崎愛子　昭和44年7月15日生
呂雅人　平成4年9月3日生
呂義人　平成4年9月3日生
住所　兵庫県尼崎市東園田町5丁目44番地1
金秀樹　昭和47年8月3日生

○農林水産省告示第千百四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

表全国農業協同組合連合会青森県本部株式会社青森畜産公社駐在事務所の項を削る。

○農林水産省告示第千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市長沢字朝房七〇四の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市三美字前岳一一七九の八
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字中郷字山下四三〇二の四、四三〇二の五、四三〇三、四三〇四、四三〇七の一、四三〇八の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字袋田字滝本八四、九二、九三、字日向山一〇〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備